

議会改革に関する特別委員会会議記録（概要）

令和3年10月6日（水）

開 会（午後1時30分）

【議 事】

○政治倫理審査会に関する施行規程について

島田委員長

前回で概ね、「所沢市議会議員政治倫理条例施行規程（案）」を制定することについて、皆様の合意がいただけていますので、最終調整した案をご確認いただきたいと思います。第1条から第8条でご意見はありますか。

（意見なし）

島田委員長

この施行規程（案）を当委員会の最終案としてよろしいですか。

（委員了承）

島田委員長

了承いただきました本施行規程（案）の施行手続きにつきましては、議会BCPの策定時と同様に議長に施行規程案の作成を報告し、議運での確認を経まして、議長決裁により制定、施行となります。施行期日は、議長決裁後、一定の周知期間を経て、施行することとしてよろしいですか。

（委員了承）

○ハラスメントの防止等に関する要綱について

島田委員長

前回の委員会で「所沢市議会議員のハラスメントの防止等に関する要綱」を制定することについては、ご了解をいただきました。また、要綱案

の第3条及び第4条につきまして、意見の相違が見られましたので、再度、ご意見を確認していきたいと思います。矢作委員の会派から「議長は前項に規定する相談及び申立てを受けた場合、相当な理由があると認められたときは、各会派を代表する者から意見を聴き、事実関係の確認を行うものとする。」というご提案を受けています。

矢作委員

第2条について確認だが、前回逆ハラスメントとかセカンド・ハラスメントという例を挙げたが、その他他者を不快にさせる言動という部分は社会一般通念上のハラスメントが該当するという理解でよいか。

島田委員長

おっしゃるとおりです。矢作委員の会派からは第4条の調査という部分が気になり、第2項第3項をまとめてはという趣旨の案でした。

松本委員

調査というとかなり議長の負担が大きい。確認と調査とはどう違うのか。ハラスメントとかそういう事実があったかの確認は容易だと思うが、調査というのは、そうした確認をしたあと踏み込むということなのか。確認して調査をするのか、調査をして確認をするという意味なのか説明してほしい。

荻野委員

実態としてどこで線引きするかは難しいが、言葉のニュアンスとしては調査のほうが詳しくやることになる。実態としてはそこまで変わらないか

もしれない。

矢作委員

松本委員からも前回までの委員会でも議長の負担が大きいという意見が出ていたが、調査ということは踏み込んでいくことになり、要綱で軽微なものということだったので、川越市の条例も事実関係の把握という言葉もあつたのでこの様な提案をした。

松本委員

調査というと内容に踏み込むイメージがある。確認なら書いてあるとおり、議長の職務としては事実関係の確認で止めて、その先についてはその事実が重いと判断した場合は次のステージに持っていくのでは。調査を外すのは難しいか。

石本委員

ニュアンスが難しいが、確かに松本委員のおっしゃる部分の懸念も理解できるし、一方で政治倫理審査会に行くルートがある。そうすると例えば二人を呼び、一方はやった、一方はやっていないというパターンで、同じ会派の人間や現場にいた人間に聞いて確認ができればいいが、本人がやっていないと言った場合はわからないので、政治倫理審査会に行くというルートになる。それはあんまりなので、ある程度は議長でとどめておくという考えもある。大ごとになったときに本当にやっていたというのが出ればよいが、無罪だったときはダメージが大きい。選挙の時期によっては政治生命に影響しかねない。

石原委員

政治倫理審査会に行く前の段階で、要綱の措置が必要だということはずっと思い続けている。政治倫理審査会に行くとか加害者も被害者もかなり精神的な重圧があると思う。解決措置としては、その前段階で早く解決することが一番の効果だと思う。政治倫理審査会に行く前に解決できるなら、確認という両者の言った言わないというよりは、もう少し詳しく、議長が事実関係を調査ということを含めて持たせたほうがブロックになると思うので、もう少し議長に役割を持たせたほうがよいと思う。

川辺委員

確かに第2項だと議長が重い責務を果たすイメージに思えるが、第3項に「各会派を代表する者から意見を聴くものとする。」とあり、議長一人に押しつけるのではなく、現実的には各会派の代表者が集うなりして、議長は各会派の代表者の協力を得て最終的な判断を下すという流れになっている部分があると私は思った。

島田委員長

おっしゃるとおりです。議長に一人だけ重責になってしまうので代表者の集う会議で諮ってもらおうという趣旨です。

川辺委員

その部分で議長に大きな負担をかけるとは思いますが、そこをサポートする部分を補っていると感じた。

矢作委員

私からの提案は第2項と第3項を合わせた形で「各会派を代表する者から意見を聴き、事実関係の確認を行うものとする。」とした。条例上ではハラスメントをしないものとする条文になっているので、そこを超えたようなもの作るのは難しいと思う。調査と確認のどこに線を引くかというのはあると思うが、調査ということになると、例えば言動だとかを調べ、踏み込んでいくことになるということでこの提案をしている。

荻野委員

ここでいう議長は個人というよりは機関としての議長だと思う。議会という組織、機関として条例なりを作る場合は、議長という主語にならざるを得ない。個人に負担をかけるというよりは機関としてそういう機能を持っているだけだ。

松本委員

そうすると第2項は、「相当な理由があると認めるときは、会派を代表する者から情報収集を図ることとする。」とし、この事実関係の調査及び確認をカットする。第3項にも事実関係の調査及び確認が入っているので第2項は除いても意味は通じると思う。相当な理由があると認めるときに、事実関係の調査及び確認をすると議長の職務をいっているが、第2項は無くしてもいいのではないか。

石本委員

荻野委員の話だとストーンと落ちるところがあり、議長を機関として捉えていれば、何かのときは議長名でやり、ここで各会派の代表が混じると政

治倫理審査会に送るときに事実上全会一致になる。誰か一人が送らないとしたときは成立しないということになる。議会内のことなので、ハラスメントが起きたというと同じ会派内で起きていることもあるが、会派をまたいで起きていることもある。そうすると被害を受けた会派の人が応じないということも考えられる。ある程度シミュレーションしておかないと、始まったら違ったというケースもあるので、荻野委員の言うように議長を機関として捉えるのであれば、解釈か何かで明確にそうした文面を作る。矢作委員の会派から懸念があるということだから、そうするか難しいところだ。

矢作委員

前にも言ったが今作ろうとしている要綱は、政治倫理審査会にかけて却下されるものがある。そういうものだという認識でいた。最初にこの要綱はいらないのではないかと言ったのは却下されたものを扱うのであれば別に要綱を作らなくてもよいのではという認識もあった。この要綱でだめなものは政治倫理審査会にいくというのが理解できない。

島田委員長

却下されたものというよりも、前にも言いましたが政治倫理審査会は選挙違反だとか大きいものを扱うという話で、ハラスメントは、政治倫理審査会に送るというよりは救済措置としてここで要綱を定めたほうがよいという話で、政治倫理審査会に却下されたものがこの要綱に回ってくるといのは違うと思います。

石本委員

政治倫理審査会に却下されたということは、却下するには弁護士とかそういう方に判断を任せる。そうすると決算特別委員会で弁護費用とか必ず出てくる。表へ出るということだ。性善説に立てばそういうことはないと言うかもしれないが、人間はどうするか分からない。性悪説で被害を受けて納得いかない会派が決算特別委員会でこの弁護費用は何に使ったのか聞くと表へ出る。私は政治倫理審査会にはなるべくいかないようにしたほうがよいと思う。

荻野委員

却下されたものがというよりも、前段階で解決できなかったものがいく。

矢作委員

そういうことと軽微なものがいくと。

島田委員長

軽微というか、政治倫理審査会に諮らずとも、ここで解決できるものを定めておいたほうがよろしいのではないかとということです。あとは第2項に相当な理由があると認めるときはと書いてあるので、その上で調査及び確認になるので、議長の判断でそこまでではないということであればそこまでいかない。重たいとなれば事実確認を踏み込んでということになります。そこはあまり調査という文字にこだわらなくても第2項第3項でフォローされているのではないかと思います。

矢作委員

私の会派としては、やはり調査というのは踏み込みすぎなので、そこは提案もしているが事実関係の確認でというところだ。

石原委員

事実関係の確認という範囲のなかでどこまでを考えているのか。調査ではなく事実関係の確認というところで、どこまでのやり取りを想定しているのか。

矢作委員

事実関係の確認なので、時系列でこういうことがあったとか、こういう発言があったという程度ではないか。

石本委員

両方認めればよいが、そうではないとなったときに確認ができない。確認するということは確認できなかったというときにどうするのか。そこでこの件が終わるということか、その一步先にいくのかという考え方があ
る。確認ができなかったらそれで終わりだ。だからハラスメントで泣き寝
入りしている人がいるという前提で、この議論が始まっていると思ってい
る。矢作委員のおっしゃるとおり時系列での確認ができればよいが、自分
は知らないと言われたときにどうなるのか。確認できなかったことを確認
して終わるのか、確認できなかったからその先にいくのか。そこは確認し
ておかないと、前者の場合は今までと変わらないということだ。

島田委員長

例えば、矢作委員の会派からの案をベースに考えた場合、「相当な理由があると認められた場合、事実確認を行い、各会派を代表する者から意見を聞くこととする。」としておけば、調査と事実関係の確認をどこまでというのは分かりにくいですが、分からないということが確認されたということでも、代表する者から意見を聞いて、そこで対応をもう一度議論し、そのときに出た答えを議長に判断してもらおうというのはどうですか。

松本委員

実際問題として石本委員の話の様にやっているやっていないになった場合、どこまでいっても確認できない場合は、調査しても確認は取れない。拒否しているのだから永遠に並行してしまう。そうしたらどの場に持っていくのか。議長の判断で、これはやはり確認ができなかったで終わらせるのか、次の調査は本人が否定している場合調査できない。

石原委員

事実関係の確認は両者でやったとかやらないということがあると思うが、調査というと例えば、その場にいた人に両者の主張が食い違っているが実際に居合わせた立場としてどうですかとか、被害を訴えている人が病院を受診しているとかなら医師の所見を聞いたりと、もう少し踏み込めるのでは。言った言わない、やったやらないというところの確認だとそこで止まってしまうが、調査というともう少し客観的にどうなのかという範囲にまでなるのではとイメージする。やったやらないで何もないと、被害を訴えている人が我慢できないということだと、次は政治倫理審査会しかな

い。

松本委員

会派の代表とヒアリングがあるが、それがそうなるのではないか。

石本委員

会派をまたいでこういうことが起きたら、ある会派の代表はこの人は政治倫理審査会に送ったほうがよいといい、加害者と呼ばれる人の会派の代表はそんなことはしなくてよいと言われたときにどうするのか。結局代表者が集まる会議は全会一致のようなもので、この手のことが起きたら事実上決まらないということだ。現行犯や決定的な写真を撮られているとかでないと無理だ。

松本委員

繰り返しになるが、認め合わなければそこで終わりだ。

石本委員

認め合わなかったときに確認できなかったで終わるというパターンで捉えるのか、確認できなかったから一步先へ行ってもらうのかを考えて合意を取らないと、作った意味はどうなるのか。

島田委員長

代表者の会議で議長だけが背負って何かするのではなく、議長が代表者の会議で議論をしてもらうというのが、第4条第2項第3項の部分なので、最後は代表者の会議の全会一致というところにはなりますが、前回のときのように何かしらの措置がとれたということもありますので。

松本委員 ならば第2項第3項を一緒にし、議長はその事実の確認をした後、各会派の代表者により調査及び確認を行うというのはどうか。

石本委員 よいのではないか。誰か立ち合いのもとということだ。

松本委員 確かに各会派の代表だと様々な意見が出てきて調べざるを得ないこともあるだろうから、調査というのか情報収集と書くのか。調査というとかなり強いが、情報収集に努めるとか。

石本委員 調査という言葉のイメージが強い。調査権はないのだから。

川辺委員 調査という言葉が重い。

島田委員長 松本委員もう一度よろしいですか。調査及び確認を情報収集に置き換えるということですか。

松本委員 そうだ。

矢作委員 もう一度言ってもらいたい。

島田委員長	単純に調査及び確認を情報収集に置き換えるということです。
矢作委員	第2項第3項は残すということか。
松本委員	一緒にしてもよいが、目的は調査という項目が強すぎるから、調査ではなく情報収集に努めるとする。代表者の会議においても議長の事実確認においても情報収集等確認に努めると。置き換えても一緒にしてもよい。
石本委員	昔は一人会派が9つの時代があり、今は代表者の会議というと全会派出てくるイメージだが、例えば二人会派だと出てこない。あくまでも各会派の代表者の会議で一人会派でもこれには出てくる。
矢作委員	その案を持ち帰りたいと思う。第4条は第1項から第4項までであるということか。
島田委員長	上手くまとまればよいが、置き換えるだけでよいのでは。
矢作委員	そこは新しい提案なので持ち帰りたいと思う。第4項の部分でその他必要な措置とあるが、ここの部分は指導、助言、注意などという形ではどうか。その他必要な措置というと幅が広がっていくと思う。

石原委員

幅を残しておくものと思っていた。

石本委員

その他必要な措置がよいと思う。「など」は法律用語で何でもありだ。ただ必要な措置というのは、反対する側からこれは必要ないと言える。反論の機会を与えられる。「など」だと不必要なことをやっても文句を言えない。

矢作委員

「その他必要な措置」と「注意など必要な措置」で違うのか。

島田委員長

などとその他の区別はそこまでないのでは。

石本委員

矢作委員の言い方だと何でもできてしまう。

矢作委員

「など必要な措置」ではなく、「注意など必要な措置を講ずる」だ。その他のほうが幅が広がるという印象だ。

石本委員

「など」は前にかかる。前にかかるから、全部をその他に包含してさらにプラスする。注意でその他だから、この3つとあと必要な措置だが、「など」があると、ここにさらに注意など幅広く捉えられ、その後にその他必要な措置だ。簡単に言うと3つに限定して、よほどでないとな必要な措置はできないと狭めている。そこに「など」を付けると何でもありになる。

島田委員長

確認が取れたらよいのでは。その他というのが石本委員の言うようなことなのか、それとも「など」という形にして広くかけたほうがよいというのであればそれはそれで解釈を統一すれば。

石本委員

議長はかなり重責だという議論があり、なるべく狭めてあげたほうがよいのではないかという認識で発言した。今までの議論としては、議長にあまり権限を集中させないほうがよいという話できていると思っていた。

矢作委員

原文のままのほうが幅が狭いということか。そのことを含め会派に持ち帰りたいと思う。

石本委員

最初の3つは議長は実施でき、これ以外にやろうとしたときに不必要だと言える。

島田委員長

今の趣旨で持ち帰っていただきたいと思います。

第7条に注意義務とありますが、要綱レベルで義務を課するのは法律的に無理があり、政治倫理条例の下に来るものであり、ここは義務ではなく秘密の保持という形にすれば、そのまま文面は生かせ、条文上でもおかしくないというものですが、表題を「(秘密の保持)」としてよろしいですか。

(委員了承)

島田委員長

では第7条は秘密の保持に変更します。ただ今ご意見が色々あり、持ち帰りもありましたので、次回も引き続き協議をしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○所沢市議会基本条例の一部改正について

島田委員長

前回、委員会で伺った意見を反映させました改定提案表を事前に配信しております。表の1ページの上から順に確認してまいります。

第3条第4号は川辺委員からご提案がありました条文案でよろしいでしょうか。

(委員了承)

島田委員長

第4条第3号は現行の条文のままとすることで了承されています。

第9条第1号「一問一答方式を原則とする。」という改正条文案につきましては、現行のままでよいとの意見もあり、意見の一致を見ていません。持ち帰りとなっていましたので、ご意見を求めたいと思います。

矢作委員

条文案は一問一答方式を原則とするということだが、現状、初回一括をされている人もいますので、「一問一答を原則とし、初回一括方式でも行うことができる。」という方がふさわしいと思う。自由民主党・無所属の会から7月27日に提案されたものである。

松本委員

「原則」が非常にきつい。「原則」というと他を排除する、原則以外は

イレギュラーとなる。開かれた議会運営となると、選択肢の幅を広げるといふことであれば、「原則」を変更するか、通告書のとおり三方式を列記するか、という強い要望がある。

荻野委員

原則はどうかということだが、例えば「基本とする。」という表現はどうか。

松本委員

一問一答は現状として96%も実施されていることは確かであるが、初回一括などをやるのに抵抗感が出てきてしまうと個人的に思う。あまり制約しない方がよい。

石本委員

仮に「基本とする。」ということになると、初回一括や一括方式は、「応用」ということも考えられイメージが良くなると思う。

荻野委員

条文案の前段を見ると、「質疑及び質問」だから、先ほどの「初回一括方式でも」というところはおかしくなってしまう。

松本委員

そうすると私が言った列記することも無理である。「原則」とすることで選択幅を限定するのはどうか。

荻野委員

この部分は前回の改定の時にも議論があつて、その時にどういう表現に

するか廣瀬先生に相談したことがあり、廣瀬先生は「基本とする」という表現があるのではないかという話があった。今回はたまたま上越市議会の条例で「原則」となっていたので、「原則とする。」と提案したが、「基本とする。」という形にして、質疑と質問の両方に関わる部分なので、ただし書きで「一括もできる。」という書き方もあるのではないか。

川辺委員

私の会派も最初は現状に合わず形で、最初のご提案はよいと思ったが、いろいろ調べていく中で、期数を重ねている議員から「原則」は違和感があるという意見があった。遡ると所沢市議会会議規則との関係で、会議規則では「一括」と「初回一括」が前提となっていて、その中で一問一答をやっという話があって、会議規則の第63条では、一問一答を入れる前は、第55条（質疑の回数）と第59条（質疑又は討論の終結）の規定を準用するとなっていて、第55条が削除となった理由は、回数制限を撤廃する意味合いがあった。会議規則との関係性を見ると、現行の「一問一答の方式で行うことができる。」がよい。「原則とする。」という表現を変えれば、一問一答を入れた改正ができるのではないかと思う。会派としては会議規則との関係から現行のままでよい。研究したほうがおかしな改正にならないのではないかと危惧している。

石本委員

会議規則は、一問一答を導入したときに変えていないのか、会議規則がそのままになってしまったのか。一括方式がベースの規則になっている。

荻野委員

会議規則を変えなければならないのではないか。

松本委員

会議規則を変えなかった理由としては、議会基本条例で「一問一答の方式で行うことができる。」という文言ならば、会議規則を変える必要がなかったのではないか。

荻野委員

会議規則の第55条はあくまでも質疑の規定なので、質疑はあとから一問一答になったので、本当は変えておかなければならなかった。今の解釈としては、第55条のただし書き運用してしまっているだけだ。あくまでも実態に合わせていくことを筋に考えていかなければならない。

松本委員

開かれた議会で選択できる権利として、これを原則とするというクローズアップするのはどうかと思う。3種類を列記するか、「原則」、「基本」をこれが優先であるという印象を与えない表現にしたい。

石原委員

どれでも選択できるのは、議員の選択なのでそのとおりである。現行の書きぶりであると「一問一答の方式で行うことができる。」になっているので、これであると一問一答の方が、イレギュラーな位置づけになってしまうので、現状据置きではなくて、手を加えなくてはいけないと思っている。

- 松本委員 そうであるならば、通告書にも3種類並べてあるのだから、質疑と一般質問を分けて、表現を変えてほしい。
- 石本委員 通告書を改めて見ると一括、初回一括、一問一答となっている。一問一答が順番も3番目になっている。
- 島田委員長 現状としては、川辺委員がおっしゃっていたとおりで、直していないというのが現状です。一問一答ができるという後付け感があります。
- 石本委員 現実、島田議員以下3期目の議員は全体の3分の1以上になっている。今の会議規則は4期目以上の議員のときのをベースにしている。昔では普通であった状況が残ってしまっている。
- 川辺委員 議会基本条例を改正すると会議規則と合わない部分が出てきてしまうので、その辺をもう少し研究したほうがよい。
- 石本委員 私が議会運営委員会の委員長であった時に、手を付けようかと思った時期があった。どこかで余裕がある時にやらなければならないものである。
- 松本委員 この項目だけ長期的にやっていった方がよいのではないか。

島田委員長

では、この条文案については持ち帰りということで。

松本委員

改めて石原委員の話を聞いて、改正すればよいというものではないと思
った。

荻野委員

実態に合わせていくということが大事である。会議規則や通告書がこう
なっているというのをベースにした議論はすべきでない。通告書は前から
おかしいと思っている。一括方式を実施したのは浜野議員以来、いない。

島田委員長

一問一答のところは持ち帰りをお願いします。

次に第9条第2号「反問することができる。」について、「質問の趣旨
を確認することができる。」という改正条文案が示されました。こちらも
持ち帰りとなっていましたが、何かご意見はございますか。

川辺委員

会派では、最初のうち、この条文はなくしてしまってもよいのではない
かという議論があったが、前回出された「質問の趣旨を確認することがで
きる。」という条文案も会派で検討したが、現行のままでよいのではない
かという結論であった。

矢作委員

質問の趣旨を確認できるでよいと思ったが、川辺委員は反問することが

できるでよいということか。

川辺委員

質問の趣旨を確認するということであつたら、この条文がなくてもできるのではないかということもあり、将来、議論を活発にするために反問という言葉を入れた条文にしていたわけである。現状は趣旨を確認するという解釈で運用してるが、活発な議論ができるようになる反問という言葉を残しておいた方がよいということで、現行のままのほうがよいと結論づけた。

石本委員

私も調べたら、かすみがうら市議会のホームページに「反問権・反論権の付与」が出ている。川辺委員が言う反問の言葉で反論権的なものの可能性を残すという考え方と、将来的に反問と反論を分けて規定するという考え方がある。今は反論権はないが、一度、反問と反論の考え方について持ち帰っていただきたい。

島田委員長

その点も含めて、持ち帰って議論をお願いします。

第22条の広聴広報のところは、委員会に改正するということで了承されております。

第25条は現行条文のままとすることで了承されています。

続きまして、新規条文案ですが、正副議長志願者の所信表明の条文案につきましては、「本会議において、」と規定することについて、ご意見を

確認させていただきます。

荻野委員

現状は、休憩中に所信表明を行っているので、「本会議において、」と書いてしまうと議論しなければならなくなるので、条文上は削ってしまい、運用は代表者で決めるという感じでどうか。

島田委員長

今のご意見を反映させることとして、再度、条文案を確認してまいります。

次に、議会モニター制度の条文案につきましては、前回、特段の意見がありませんでしたので、条文案のとおりとすることよろしいでしょうか。

川辺委員

会派ではモニター制度を設けることができるということで、具体的にどういう形で行うのかというのを挙げて、実際にできるのかといった検証をやった方がよいという案が出た。

石本委員

すでに実態としては、インターンシップ生の受入れをやっている。

荻野委員

これはあくまでもできる規定である。議会基本条例を制定したときも議会報告会も政策討論会も実施していなかったが、条文には入れてあった。あくまでもできる規定なので条例上に位置付けておいて、具体的にどのよ

うにやっていくのかは、議会モニター制度であれば広聴広報委員会で今後、議論していくということではないか。

石本委員

現実にやっちゃっている。インターンシップ生をこどもと福祉の未来館に連れて行っている。執行部には時間を割いていただいている時の根拠として作っておかないといけない。

川辺委員

議会モニター制度となると、市によっては公募で市民の方を募って議会に対して意見をお寄せいただくというものだが、極端な考え方をお持ちの団体などがそれを利用して、議会運営に支障を来す恐れがあることなども踏み込んで考えてしまって、具体的な検証と申し上げた。現状はインターンシップ制度もあることから、この条文をつくることによって整合性が取られるということか。

石本委員

私が議会運営委員会の委員長をした時に岩倉市議会のように公募して視察もチェックするようなことがあったそうだが、今後、実施するかどうかは話が出てきた段階でよく、根拠条例がなければやりたくてもできないということだ。

川辺委員

条例を制定した後、実際の運用については様々な角度で検証した上で議会モニター制度のやり方は考えていくことですね。

石原委員	この条文で改正するとインターンシップの名称を変えるのか。
石本委員	名称は変えずに説明する時に、この条文を根拠に行っていることを説明すればよい。
荻野委員	早稲田大学のインターンシップの覚書を変更する時にこの条文に基づくものに変えてもよいと思う。
島田委員長	川辺委員はこの条文について、一度、持ち帰られますか。
川辺委員	この趣旨を会派に伝えるため持ち帰る。
島田委員長	次に、情報通信技術の活用の条文案につきましては、第2項の「議事堂」という文言をほかの文言に変更する旨のご意見がありましたが、調べてみると、 「議事堂」が意味するところは、本会議場だけでなく、委員会室などの議論する場を広く「議事堂」と言っているものであり、広く会議する場と捉えていただきたいということです。何かご意見はありますか。
川辺委員	この条文も具体的にどういうことをやるのかというのを挙げて、検証したうえで制定したほうがよいのではないか、という意見がある。

荻野委員 これは取手市議会の条例を参考にしているけれど、取手はご存じのとおり、他の議会に先駆けてオンラインの委員会を進めるに当たって基本条例を改正して入れた条文である。

川辺委員 これも運用の仕方について、基本条例に条立てして委員会の運営にも使うということか。

荻野委員 本会議については、総務省がまだ認めていない。委員会については可能だという判断はされているので、実際に取手は実施しているけれども、仮に所沢市議会でするとしたら、委員会条例なり会議規則なりを見直すことが必要になってくる。

川辺委員 見直すには、条立てした上で今後、委員会運営を検討していくということか。

石本委員 実際にはもうやっているが根拠条例がない状況である。オンライン化するための予算要求の根拠にもなってくる。

川辺委員 基本条例に条立てしてから、具体的なものは議論して決めていくということで、この条文案も持ち帰らせてほしい。

石本委員 過去の所沢市議会の議会改革の流れは、既成事実が先行することが多い。議会基本条例に自由討論があるが、要綱などで決めておらず、先に委員会を実施して既成事実化している。

川辺委員 災害時に有効に使うということならよいが、広げることについては、慎重な意見もあるので、持ち帰らせていただく。

島田委員長 最後に会議録の公開の条文案につきまして、第3項ただし書きの疑義を解消するために、別の書きぶりについて提案を求めるご意見がございました。そのことについてご意見はございますか。

川辺委員 会議録の公開について、議会運営委員会や広聴広報委員会の会議記録も公開になるのか。

荻野委員 それは、議会運営委員会や広聴広報委員会で決めてもらうことになる。

川辺委員 議会運営委員会や広聴広報委員会の公開する内容も各委員会で決めるのか。

荻野委員 議会運営委員会も広聴広報委員会も会議記録はあるがホームページに

公開していないというだけで、市民の方が閲覧したいと言ったら、閲覧することができる。ホームページに公開していない理由はないので、今後、議会運営委員会や広聴広報委員会で検討して決めてもらえばよい。

川辺委員

第3項に「インターネットの利用その他の方法により公開しなければならない。」とあるので、全て公開しなければならないというところで引っかかるので持ち帰らせてもらおう。

地方自治法第115条で公開のことが書いてある。本会議は傍聴できたり、会議録も公開しなければならないが、委員会は制限公開ということで全部公開しなくてもよいのではないかという内容である。

島田委員長

全体をとおしてご意見はございますか。

荻野委員

会議録の第1項のところでは、地方自治法でいう第123条に当たる部分であるが、議長は事務局長又は書記長により会議録を作成させとなっているので、条文案とは違っている。第2項は、委員会条例第30条に当たり、委員長は職員をして記録を作成させとなっていて、委員長が作成しとは違うので、第1項と第2項は、地方自治法と委員会条例に基づくものとして、削ってしまい、第3項を「本会議の議事等の会議録及び委員会の議事等の記録は」としてもよい。

見出しのところも「会議録の公開」となっているが、「会議録等の公開」

とするのがよい。

島田委員長

今のご意見による修正した案を持ち帰っていただきたいと思います。

荻野委員

4つの新規条文を盛り込むことになったが、実際に条例に入れる場合は、どこに入れ込むか決めなければならない。私も考えたが、議会モニターは、第3章に市民と議会の関係という章があるので、ここでよいかと思う。情報通信技術の活用は、第9章の議会及び議会事務局の体制整備というところかと思う。議長・副議長志願者の所信表明をどこに入れるかが難しい。今の基本条例の章立てが難しく、第5章から第7章をまとめてしまって、「議会運営」という章に変えてしまえば、入れやすくなると思う。

会議録等の公開はさいたま市議会では、「市民の議会」という章に入っているが、これも含めて、「議会運営」という章に再構成して入れる方法もあるのかと思う。何かいいご提案があればお願いしたい。

島田委員長

5章から7章までをまとめて「議会運営」に再構成するか、ほかに提案があれば、お寄せいただきたいと思います。

石本委員

所信表明のところは、第4条第4項に入れればよいと思う。もしくは市民とも約束するという意味で、市民と議会の関係のところに入れるのもよい。

島田委員長

いい章に入れ込めるのであれば、章をいじらないというのが前提で、次回、ご提案いただくようですし、「議会改革」とひとくくりにした方が、何年後かの見直しに際し、新しい課題が出てきて入れ込みやすいという話もあるかもしれないので、それらも踏まえて持ち帰っていただきたい。

石本委員

章立てをする時には、今回の条文案はミクロ的な話を追加することになるから、第3章以降に入れていくとよい。全体を見直すのは斬新だ。

荻野委員

伊賀市議会の条例をモデルにしている。

島田委員長

できましたら、次回、最終確認できればさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。まともならない部分については、現行のままにならざるを得なくなります。

○その他

石本委員

緊急事態宣言も明けたので、視察を申し込みたい。山形県寒河江市議会では、議長、副議長が議会運営委員長が経営しているコンビニエンスストアでアルバイトしたことによって、利益供与ではないかということで議長と副議長が政治倫理審査会にかけられるというとうとうなってしまうのか。そのことを聞きたい。

島田委員長

一度、寒河江市議会の視察受け入れ状況を確認します。

石本委員

我々にとってタイムリーな話題だから、どういう対応になるのかということが知りたいと思うので、視察できなければ資料をいただくなり、オンラインでも構わない。

矢作委員

それはもう結論がついているのか。

石本委員

いや、ついていない。結論はどうでもよくて、政治倫理審査会にかけられると議会はどうなってしまうのか、どういう議論が起きているのかが聞きたい。

島田委員長

そこは対応させていただきます。

荻野委員

9月定例会の最終日に議員提出議案で私も賛成者として関わっていた政治倫理条例の一部改正を出して、その時に会派自由民主党の青木議員が特別委員会がまだあるのだからそこでやればよいではないかという発言をされていたが、会派自由民主党としては、まだ議論の余地があるということなのか、確認したい。もしあるのであれば、やりたい。

松本委員 青木議員が言っているのは、本会議に出す前に委員会で議論してみたら
ということだったのか。

荻野委員 その後、城下議員が質疑され、私も質疑されたが、特別委員会での議論
はどうだったのかについて、実際は矢作委員からご提案があったけれど
も、松本委員が飲んでくれなかったという答弁をした。その辺の事情をご
存じなくてああいう質疑をされたのか、状況をわかっていて聞いたのか、
私も納得がいかない。青木議員がああいう聞き方をしたというのが、私は
松本委員から話が伝わっていなかったと受け止めた。

松本委員 青木議員の印象は、本会議場で議論する前に委員会が設置してあるんだ
からもう少し委員会で揉んだらどうかということだったのではないかと思
う。

荻野委員 委員会で揉んでよいということか。

松本委員 わが会派は揉んでも無理である。

石本委員 それは無責任である。公の場でそのように言ったのだから。団体名のリ
ストが出た。ああいう質問が出た以上、全議員に団体名や今までの資料を
配信した方がよいと思う。会派を代表して委員会に出席していて伝えてい

ればあのような質問は出ないはずだ。会派の委員が伝えるから委員会制があるのもあって、それが伝わっていないとなったら、あのような質疑をかけたならば、末吉議員が賛成者に連ねている手前、言わしてもらおうが、どうなのかと思う。今ここで駄目だと言われたら、あの質疑はなんだったのか。青木議員を参考人として呼ぶことを提案する。

島田委員長

正式に参考人を提案されるということですか。

荻野委員

松本委員が答えられないのであれば、本人しか答えられない。

石本委員

松本委員の反対討論の内容もいかなものかというところが何カ所もあった。議会改革に関する特別委員会の委員でない人であれば無理からぬ部分もあるが、これまでの経緯がきちんとあって、あのような討論をされたら提案者や賛成者の会派はメンツ丸つぶれである。議事録上は、一方的にやられて、あなたたちはやることをやっていないだろ、委員会ですぐやれと言われたわけである。当然委員会でやるものと思っていた。委員会でやるべきだと言ったのだから、持ち帰るということ自体、許されない。

島田委員長

委員会でもう一度議論しても飲めないという結論が出てしまっている。

松本委員

それは個人的印象を申し上げたので訂正する。

矢作委員 新しく出てきた話なので、会派に報告しないといけないと思うので持ち帰らせてほしい。

島田委員長 団体の長の話で石原委員が調べてくれた団体名のリストは配信しますか。

石本委員 団体名だけでなく、今までの経緯も流した方がよい。関係する書類は配信した方がよい。

島田委員長 今のご提案の団体名、議論していたところの議事録も合わせて配信しますか。

矢作委員 そのことをどういう風に議論していくかということを持ち帰るわけだから、それが決まってからにしたほうがよいと思う。

石本委員 今まで我々が議論してきたものをみんなで見せてもらって、それで議論するかしらないかを判断してもらうべきだ。私は途中から委員となったので会議記録を読み返した。けれども伝わっていないし、11月に全員協議会室で説明会を実施するのだから、知らない、聞いていないという人がいないよう判断材料として配っていただきたい。

島田委員長

矢作委員はいかがですか。

石本委員

私は矢作委員の会派が問題があると思っていない。青木議員の会派が少なくとも伝わっていない。自由民主党だけ配信するのは不公平であるから、全員に配信してくれと言っている。

石原委員

私が調べた時に取り寄せた一覧は、相手先の情報もあるので、取り扱いも慎重にと配信の際に申し添えていただきたい。

島田委員長

では、配信するという事によろしいでしょうか。

(委員了承)

島田委員長

青木議員の参考人の話はどうしますか。

石本委員

一旦、参考人の話は取下げる。まず配信していただいて、判断してもらう。

島田委員長

配信の件と寒河江市議会の対応については追って連絡します。

散 会 (午後 3 時 2 2 分)